

令和3年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：農試公園蒸気機関車アスベスト封じ込め等業務

西区土木部維持管理課



業務仕様書

本仕様書は、農試公園内に展示中の蒸気機関車の排気管等の保護・保温に使用されていたアスベスト含有建材（保温帯）の封じ込め等の作業に適用する。

第1章 一般事項

1 業務名

農試公園蒸気機関車アスベスト封じ込め等業務

2 業務概要

蒸気機関車の排気管等の保護・保温に使用されていたアスベスト含有建材（レベル3建材）の封じ込め及び除去を行う。 詳細については、第2章 業務概要(4頁)のとおりとする。

3 履行場所

農試公園（札幌市西区八軒5条西6丁目）交通コーナー横

4 履行期間

契約書に示す着手日から令和4年1月14日まで

5 順守法令等

受託者は業務の履行にあたり、次の関係法令・規定等を遵守しなければならない。

- (1) 石綿障害予防規則
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) その他関係仕様書、関係法令、規程、下記マニュアル
 - ・「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」
 - ・石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会、新石綿技術指針対応版（平成26年施行）」

6 作業資格等

- (1) アスベスト含有建材の除去にあたっては、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下、石綿則という）に基づき石綿作業主任者を選任すること。
- (2) 石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者とする。なお、石綿作業主任者は元請け会社が直接雇用する職員でなければならない。

(3) アスベスト含有建材の除去に従事する作業者は、石綿則に基づく特別教育を受けた者とし、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受け、肺に異常が無い者とする。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、その規定による委託者の業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。
- (2) 受託者は、本業務に係る作業現場に現場業務の責任者である業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならぬ。
- (3) 業務代理人は、業務実施上発生する諸問題等に即応できるものとすること。

8 費用負担

廃棄物の処分含め、全て受託者が負担すること。

9 安全の確保

- (1) 業務履行にあたっては、その所属を容易に識別できる制服・名札を着用させるとともに、ヘルメット、半面マスク、作業衣、呼吸用保護具、保護具フィルター、シューズカバー、手袋の安全具（以下、作業保護衣という）の着用を徹底し、「石綿障害予防規則」等の関係法令を順守すること。
- (2) 業務履行に必要がない場所へ無断で立ち入らないこと。
- (3) 業務履行場所が公園内であることをよく理解し、一般利用者の妨げにならないよう十分注意すること。また、作業内容が一般市民に対して不信感・不安感を抱かせるような行動は厳に慎むこと。

10 提出書類等

- (1) 着手時
 - ① 業務着手届
 - ② 業務代理人届出書（経歴書、各種証明書類、石綿作業主任者の指定、技能講習受講証等添付を含む）
 - ③ 業務工程表
- (2) 着手後・現場着手前
 - ① 作業計画書
除去等作業を行うにあたっては、予め作業計画を業務主任に提出し、承諾を得ること。なお、作業計画書には下記を盛り込むこと。
(概要、組織・連絡体制、安全衛生管理、作業工程、作業要領、作業場からの石綿粉塵飛散

- 防止措置、廃棄物処分計画、使用薬剤・使用資機材)
- ② 作業員名簿及び資格等（写）（特別教育の受講証明書も添付）
 - ③ その他業務主任が必要と認める書類
- (3) 完了時
- ① 業務完了届
 - ② 業務報告書、写真
- 上記の他、書類の提出が必要になる場合は、業務主任の指示に従い隨時提出すること。

11 環境に配慮した業務履行

- 受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。
特に次の事項について積極的に取り組まなければならない。
- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
 - (4) 自動車等の使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - (5) 業務に関わる用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
 - (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
 - (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。
 - (8) 原則として火気厳禁とする。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。履行場所を含む公園内の喫煙は禁止とする。

12 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては従業員の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 作業場所においては常に整理・整頓及び清掃に心掛け、作業後の点検、確認を忘れずに行うこと。
- (3) 業務に使用する工具及び消耗品は受託者の負担とする。
- (4) 本市の施設・設備等を使用する場合は業務主任の承諾を得て使用することとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項については委託者との協議によることとする。
- (6) 業務履行中事故が発生した場合は緊急処理を取ると共に、速やかに委託者に報告すること。

第2章 業務概要

1 作業内容

- (1) 排気管等に残されたアスベスト含有保温帯を石綿封じ込め剤により封じ込めること。(15箇所)
- (2) 排気管等に残されたアスベスト含有保温帯を手工具等の使用により除去すること。(2箇所)
- (3) 廃棄物(除去材、保護衣、手袋、養生シート等)の処分を行うこと。

2 作業要領

(1) アスベスト含有保温帯の封じ込め及び除去方法等について

- ア 封じ込め等を含む作業を実施する際は、「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル(事業者向け)」に準拠し、適正に作業を実施すること。
- イ 別添図等に示すアスベスト含有保温帯を粉じん飛散防止剤を噴霧して湿潤状態としてから、スクレーパー等の手工具を用いて取り除くこと。
- ウ 床養生について、封じ込め及び除去対象部分をアスベスト用ポリシートで養生すること。
- エ 除去等作業中、作業区域内の粉じん量を抑制するために、飛散防止剤の散布を行うこと。
- オ 養生撤去前、作業区域内の粉じん量の飛散を防止するために、飛散防止剤の散布を行うこと。
- カ 養生等作業区域の撤去終了後、当該範囲をHEPAフィルタ付掃除機にて最終清掃を実施すること。

(2) 石綿封じ込め剤・養生材飛散防止剤について

石綿封じ込め剤、養生材飛散防止剤とも建築基準法第37条により認定された石綿飛散防止剤とすること。石綿封じ込め剤は、吹付後も作業部位の不燃性を保つものとすること。

(3) 養生等について

- ア 作業場には、部外者が入らないように安全鋼板等で囲うこと。なお、安全鋼板等は、不透明仕様とし、標識サイズおよび設置位置等については監督員と協議すること。
- イ 作業場には、関係者以外立ち入り禁止を表示した看板を設置することとし、「アスベスト封じ込め等作業」が明確に分かる標識板等を設置すること。
- ウ 機関車上部の作業に必要な足場等を用意すること。

(4) 保護具等について

- ア 業務員は、作業保護衣を必ず着用して作業すること。
- イ 作業期間中、保護具等装着したまま仮囲いの外に出ないこと。
- ウ 作業期間中、保護具等の持ち帰りは禁止とする。
- エ 業務担当職員の現地確認に際して、必要な作業保護衣は受託者が費用負担して用意すること。

(5) 廃棄物等について

- ア 本業務で発生した廃棄物は、関係法令に従い適正に保管・処理すること。
- イ 本業務発注にあたっては、対象アスベスト含有建材を非飛散性アスベストと想定しており、一般産業廃棄物としての処理を想定しているが、現地調査の結果飛散性アスベストであることが確認された場合には監督員に報告のうえ取扱い資格要件を満たしたうえ適正に処理すること。

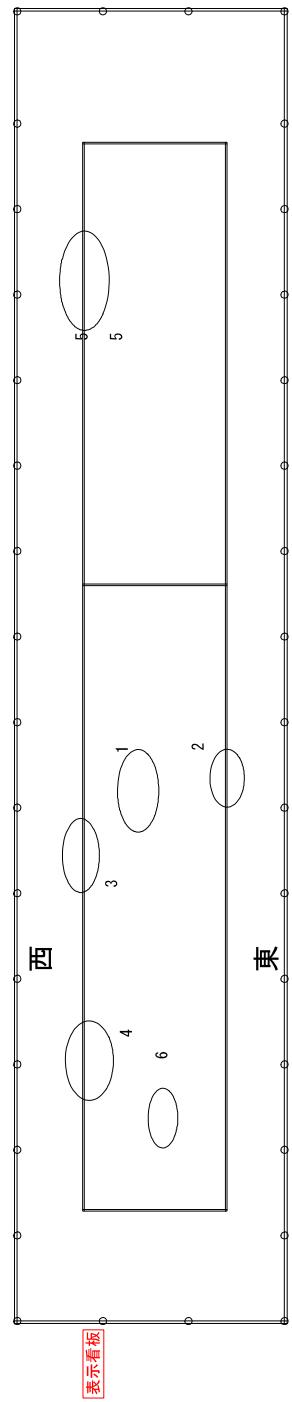
ウ 産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理・処分し、処分後にマニフェストの原本及び計量伝票を用いて、札幌市より適正処理の確認を受けること。

3 添付書類

- (1) 一般図及び仮設図（参考）・・・別紙1
- (2) 位置詳細図・・・別紙2
- (3) 写真一覧・・・別紙3

一般図

平面図

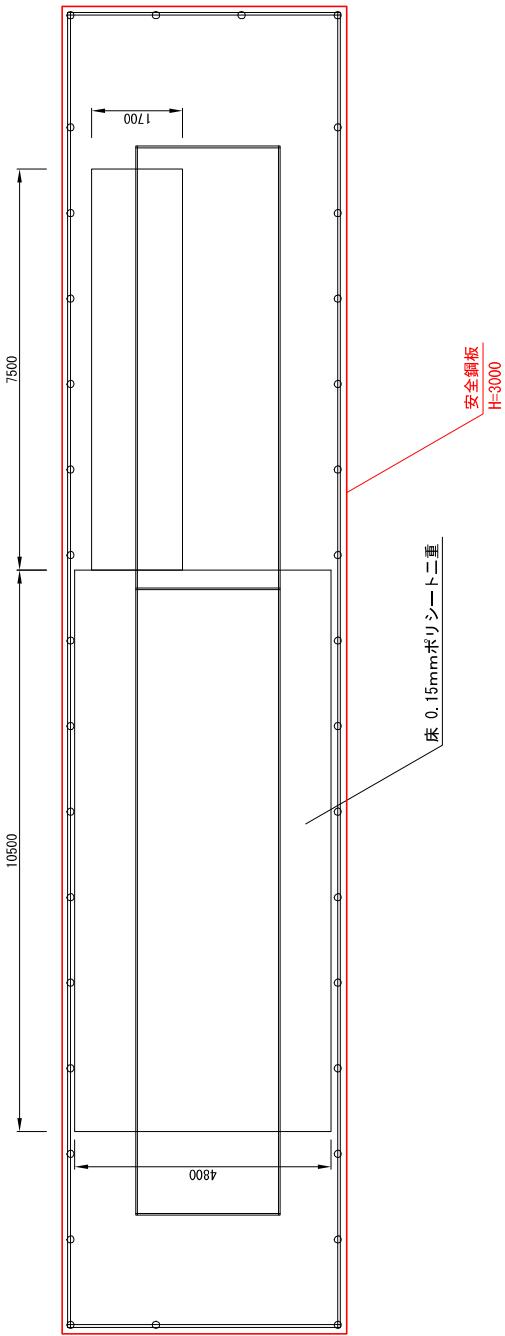


【表示看板】

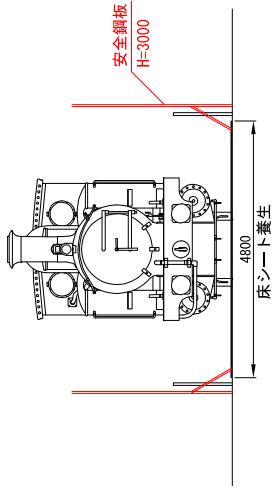
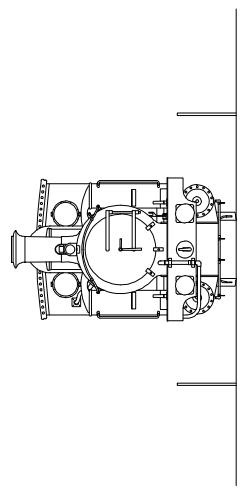
- 1 上部 タービン配管 バイブ保温帶 4箇所
- 2 東側 空気圧縮機蒸気管 バイブ保温帶 1箇所
- 3 西側 車両用蒸気配管 保温帶 2箇所
- 4 西側 給水ポンプ送水管 保温帶 2箇所
- 5 給水ポンプ送水管 バイブ保温帶 5箇所

- 【湿潤化除却】2箇所
2 東側 空気圧縮機蒸気管 バイブ保温帶 1箇所
6 蒸気シリンダー付近 配線 保温帶 1箇所

仮設図
(参考図)



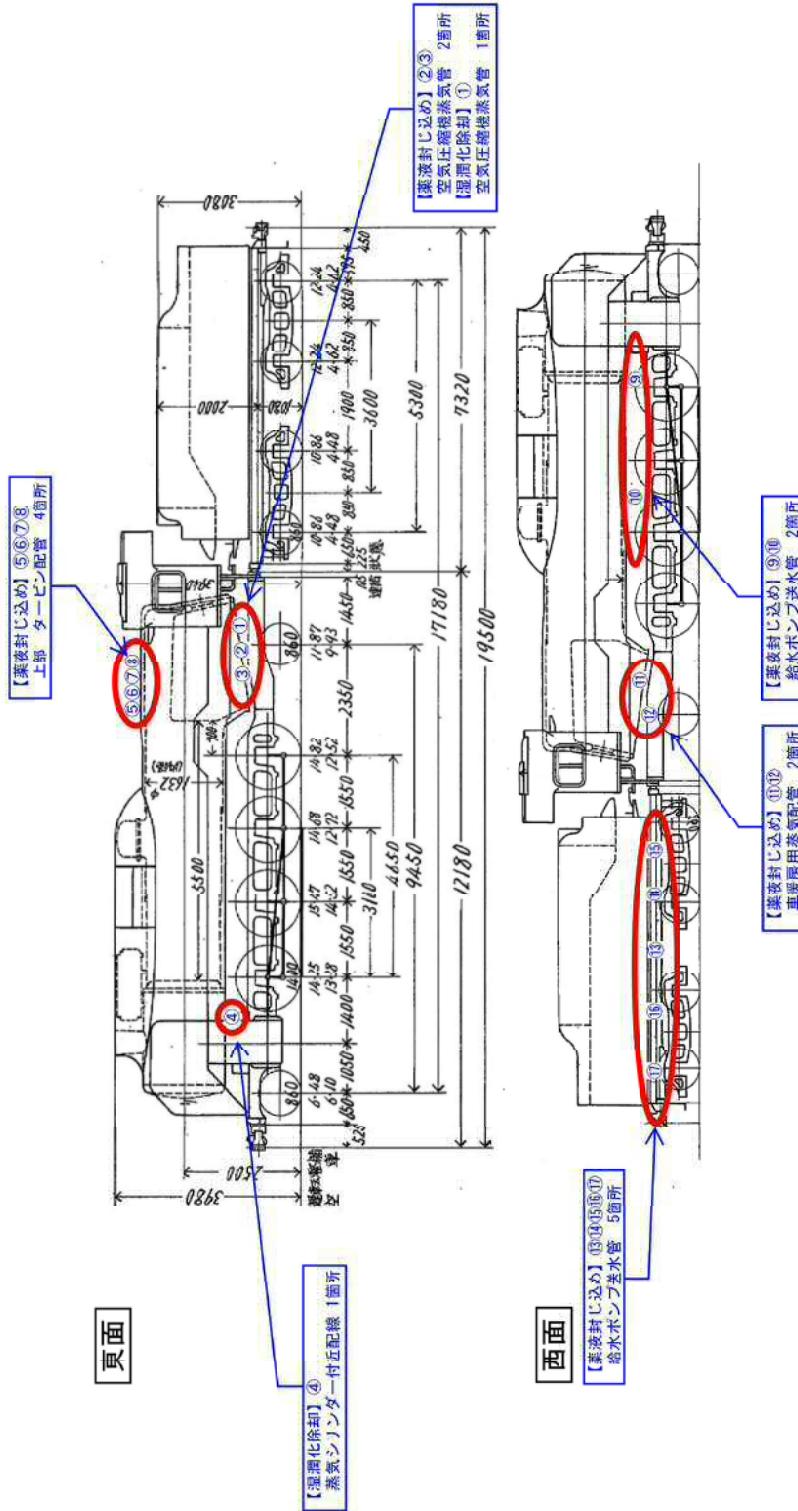
正面図



令和3年度設計図					
機器名 屋外用燃焼ガスベスト封じ込め等業務					
図面名称 一観図					
課長	係長	班長	組長	監修者	監修者
R3.11	R3.10			1:100	2

札幌市西区土木部

補修位置詳細図



令和3年度設計図				
役務名	位置詳細図			
図面名稱	寸法規格			
表長	幅	高さ	厚さ	縮尺
R3.11	R3.10			1:100 2



